

住民税均等割のみ課税世帯物価高騰臨時給付金及び子育て世帯物価高騰臨時給付金のご案内

令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」による「低所得者支援及び定額減税を補足する給付」のうち、物価高騰により厳しい状況にある生活者への支援として、「令和5年度住民税均等割のみ課税世帯」及び「低所得者の子育て世帯」に対する物価高騰臨時給付金の支給を行います。

■支給対象となる要件

令和5年12月1日(以下「基準日」といいます。)において、本町の住民基本台帳に記録されている者であって、以下の各号に該当する世帯主となります。

◎住民税均等割のみ世帯

- ①令和5年度住民税所得割が課せられていない者のみで構成される世帯の世帯主(住民税非課税世帯を除きます。)
- ②住民税均等割が課税されている者の扶養親族等からなる世帯を除きます。
※①と②に該当する世帯主が対象です。

◎低所得者の子育て世帯

- ①令和5年度住民税非課税世帯又は令和5年度住民税均等割のみ世帯
- ②上記と同一世帯となっている18歳以下の児童(令和6年3月31日時点で18歳以下が対象です。)
※①と②に該当する世帯主が対象です。

■支給額

支給対象世帯	支給金額
住民税均等割のみ世帯	10万円/世帯
低所得の子育て世帯	5万円/人

■支給時期

町が確認書又は申請書を受理した日から概ね10日程度が目安となります。

支給対象となる世帯へは、3月中旬より順次町から物価高騰臨時給付金の確認書又は申請書を郵送いたします。内容をご確認のうえ、必要事項を記入して期限までに提出してください。

また、低所得の子育て世帯への児童分の給付は、住民税非課税及び均等割のみ世帯へ臨時給付金の支給対象となることが確定したのちに給付対象である旨の通知をいたします。

■お問い合わせ

税務住民課

☎4-2511内線111・112

☆4-251103

